

障害者雇用の 現状と支援施策

障害の種類と特性、ハローワーク河内長野における障害者
窓口の利用状況とその支援施策等について

障害の種類とその特性

※参考資料
令和4年度版「福祉のてびき」
大阪府福祉部障がい福祉室発行

身体障害者の種類と
その留意すべき点

視覚障害のある方

視覚障害のある方の中には、まったく見えない方と見えづらい方がいます。見えづらい方の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い方がいます。また特定の色がわかりにくい方もいます。

留意すべき点

・一人で移動することが困難 ・音声を中心に情報を得ている ・文字の読み書きが困難

基本的な対応方法

・こちら側から声をかける。

(周りの状況がわかりにくいいため相手から声をかけられなければ、会話が始められないことがあります。)

・指示語(あちら、これなど)を使わないようにしましょう。

(指示語では「どこか」、「何か」がわかりません。具体的に説明を行います。)

○点字と音声

視覚障害のある方が、必ずしも点字が読めるわけではありません。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを使用するなどがあります。

聴覚・言語障害のある方

聴覚障害のある方の中には、まったく聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。また、言語障害のある方は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。

留意すべき点

- ・外見からわかりにくい
- ・視覚を中心に情報を得ている
- ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
- ・補聴器をしていても、会話が通じるとは限らない

基本的な対応方法

- ・コミュニケーションの方法を確認。
- (聴覚障害のある方との会話には手話、指文字、筆談、口話等があります。人によりコミュニケーションの方法は異なりますので、どのような方法で対応すれば良いのか本人の意向を確認します。)

肢体不自由のある方

肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢の保持が困難な方、脳性麻痺の方などがいます。これらの方の中には、書類の記入など細かい作業が困難な方、身体に麻痺のある方、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う方などがいます。移動については、義足や車椅子などを使用される方などがいます。また、病気等で脳に損傷を受けた方の中には、身体の麻痺や機能障害に加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さを伴う方もいます。

留意すべき点

- ・移動に制限のある方もいる
- ・文字の記入が困難な方もいる
- ・体温調整が困難な方もいる
- ・話すことが困難な方もいる

基本的な対応方法

- ・車椅子の方の視線に合わせましょう。
(車椅子を使用されている場合、立った姿勢で話されると見下ろされている感じがして、身体的・精神的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにします。)

内部障害のある方

内部障害とは、内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能、肝臓機能の7種類の機能障害が定められています。

留意すべき点

- ・外見からわかりにくい
- ・疲れやすい
- ・携帯電話の影響を懸念されている方もいる
- ・タバコの煙が苦しい方もいる
- ・トイレに不自由されている方もいる

基本的な対応方法

- ・負担をかけない対応を心掛ける。

(内部障害のある方は、疲労感がたまり、集中力が欠けるなど、外見からはわかりにくい不便さを抱えていることを理解しましょう。)

知的障害とその留意すべき点

知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため、常時支援が必要な方もいますが、会社で働く等の社会参加をされている方も大勢います。

留意するべき点

・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい ・人に尋ねたり、自分の意見を言うことが苦手な方もいる

基本的な対応方法

・短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明する。

(一度にたくさんのことを言われると混乱するので、短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応します。)

・具体的にわかりやすく説明する。

(説明資料等には、漢字にふりがなをふる、抽象的な言葉を避ける、図などを使って具体的に示すなどの工夫をする。)

・子ども扱いしないようにする。

(成人の方に対して、子ども扱いしないようにします。)

・穏やかな口調で声をかけるようにする。

(社会的なルールを理解しにくいいため、様々な支援が必要になる場合もありますが、「どうしましたか？」など穏やかな口調で声をかけます。)

精神障害の種類と その留意すべき点

精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、各依存症（アルコール、ギャンブル等）のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。大半の方は、適切な治療により回復し地域で安定した生活を送ることができます。

統合失調症

・統合失調症は、こころや考えがまとまりづらくなってしまいう病気です。その為気分や行動、人間関係などに影響が出てきます。「幻覚」や「妄想」など健康な時にはなかった状態が表れる陽性症状と、「意欲の低下」や、「感情表現が少なくなる」など健康な時にはあったものが失われる陰性症状があります。

うつ病

・気分がひどく落ち込んだり、何事も興味を持てなくなったりするなどの状態が1日中ほぼ絶え間なく感じられたり、長い期間続くことで日常生活に支障が現れます。

てんかん

・通常は規則正しいリズムで生活している大脳の神経細胞（ニューロン）の活動が突然崩れて、激しい電氣的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。

留意すべき点

- ・一度にたくさんの課題に直面すると混乱してしまったり、周囲の刺激に過敏になり気遣いをしすぎてしまうことがある
- ・気持ちが落ち込んで自信がなくなったり、必要以上に不安になったり、周りの言動や出来事を自分と結びつけて強い思い込みをもってしまうことがある
- ・対人関係やコミュニケーションが苦手な方もいる
- ・外見から分かりにくく、周囲から障害について理解されずに孤立している方もいる
- ・自分の病気のことを他人に知られたくないと思っている方もいる
- ・学生時代の発病や長期入院のための社会生活に不安を持つ方もいる

基本的な対応の方法

- ・まず、ご本人の話をしっかり聞いて、受け止める
- ・不安を感じさせないように穏やかな対応をする
- ・伝えたいことは「ゆっくり」「ていねい」に説明をする

発達障害の種類と その留意すべき点

参考
政府広報オンライン「発達障害って何だろう？」

発達障害のある方

・発達障害は、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障害です。発達障害のある方は、他人との関係づくりやコミュニケーション等がとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てもアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

自閉症

・自閉症は「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障害です。最近では「自閉症スペクトラム」と呼ばれることもあります

アスペルガー症候群

・アスペルガー症候群は広い意味での「自閉症」に含まれる1つのタイプで「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動・興味・関心のかたより」があります。自閉症のように、幼児期の言葉の遅れがないため、障害であることが分かりにくいのですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

広汎性発達障害

・コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関係する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

学習障害 (LD)

・学習障害 (LD: Learning Disorders 又は Learning Disabilities) とは、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。

注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

・注意欠陥多動性障害 (AD/HD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) は「集中できない (不注意)」、「じっとしていられない (多動・多弁)」、「考えるより先に動く (衝動的な行動)」などを特徴とします。

トゥレット症候群

・トゥレット症候群 (TS: Tourette's Syndrome) は、多種類の運動チック (突然に起こる素早い運動の繰り返し) と一つ以上の音声チック (運動チックと同様の特徴を持つ発声) が1年以上にわたり続く重症なチック障害で、このような運動や発声を、本人はそうするつもりがないのに行ってしまうのが特徴です。

吃音 (症)

・吃音 (Stuttering) とは、音の繰り返し、引き伸ばし、言葉を出せずに間が開いてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。幼児・児童期に出始めるタイプ (発達性吃音) がほとんどで、大半は自然に症状が消失したり軽くなつたりします。しかし青年、成人期まで持続したり、青年期から目立つようになる人や、自分の名前が言えなかつたり、電話で話せなくて悩む人もいます。

留意すべき点

- ・外見から分かりにくい
- ・遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取るのが苦手な方もいる
- ・順序立てて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・年齢相応の社会性が身につけていない方もいる
- ・関心のあることばかり一方的に話す方もいる
- ・見通しを立てることが苦手な方もいる

※ 発達障害をお持ちの方には、精神保健福祉手帳をお持ちの方もおられます。

基本的な対応の方法

- ・短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明する
- ・抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明する

ハローワーク河内長野における障害者窓口 の利用状況とその支援施策について

ハローワーク河内長野

障害者窓口（障害者支援コーナー）利用状況

現在ハローワーク河内長野の障害者支援コーナーには、1,322人の方が登録し求職活動をされています。年齢、障害種別は様々です。

障害種別の登録状況は下記のとおりです。

・身体障害者	396人	・知的障害者	180人	・精神障害者	542人
・発達障害者	180人	・難病	24人		

支援施策について

職業相談

様々な障害をお持ちの方が、毎日お仕事に関するご相談に来られます。個々の相談内容については多種多様であり、希望する就職条件も様々です。そのような相談内容に対応するために、しっかりと相談内容を聴き、信頼関係を築けるよう心掛けながら相談することを行っています。また聞き取った相談内容については共有化を図り、誰が担当してもスムーズに相談が行えるようにしております。

情報提供

ご自身で求人情報を探されてくる方もおられますが、中にはご自身で探すのが難しい方もおられます。そのような場合については、希望条件を聴きその条件に近い求人情報を提供しております。また、窓口だけの情報提供だけでなく郵送等でも情報提供を行う場合もあります。

担当者制度

人によっては、対応者が変わるのを嫌がる方などもおられます。そのような場合には窓口の担当者を決めて相談等を行う制度もあります。

職業紹介

ご自身で探されたり、ハローワークから情報提供したハローワーク求人に応募したい場合は、自分で直接応募するのではなく、必ずハローワークの窓口を通じて事業所に対し問い合わせを行い、面接の日時等の確認を行います。その際に、事業所に確認したいことなどがあれば本人に変わり確認を行うことも行っております。

履歴書・職務経歴書の添削

現在障害者求人でも、直ぐ面接を行うのではなく書類選考での応募の割合が増加傾向にあります。書類選考を通過するキーポイントは履歴書・職務経歴書で、いかにアピールするかが大事です。そのため窓口では履歴書・職務経歴書の書き方を教えたり、添削を行ったりしています。

模擬面接

応募先が決まった人の中には、数年ぶりに面接をする方や面接をするのがほぼ初めての方がおられます。その際に、実際に事業所で採用面接を行っていた経験をもつ相談員が求人内容等により実際に聞かれる質問を想定し、実践形式で練習を行うことも行っております。

職業訓練

次の仕事に就くためにスキルアップを考えている方に対し、様々な職業訓練を案内、入校手続きをしております。訓練コースは、期間が3ヶ月から1年のコースがあり、さまざまな施設で訓練を実施しています。中でも「大阪障害者職業能力開発校」では、CADを習得するコースや、パソコン能力アップを図るコースなどがあります。また、障害に対応した訓練コースもあります。

管理選考(面接会)

ハローワーク河内長野にて採用面接を行うこともあり、昨年度も6回実施しています。管理選考(面接会)についての詳細については、ハローワーク河内長野「障害者支援コーナー」までお問い合わせください。

様々な障害者支援機関等との連携

ハローワークでは、管内市町村だけでなく大阪障害者職業センター南大阪支所、南河内南障害者就業・生活支援センターなど様々な障害者支援機関等と連携し、障害者の方の就職に向けての支援を行っております。

雇用・労働分野の助成金

障害者の雇用を進めるため、雇用する企業側に対し13種類の助成を行っております。
障害者の方を雇用された場合には、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)、(発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース)などがあります。(利用するには一定の条件があります。)
また、障害者を一定期間試行的に雇い入れるトライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)、短時間就労の精神障害者・発達障害者を一定期間試行的に雇い入れる場合は、トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)などがあります。
それ以外に労働者の雇用環境の整備を図る助成金が7コースあります。
※各助成金の詳細につきましては、大阪労働局ホームページをご覧ください。

職場定着支援

障害者の方が就職された場合、それで終わりではなく「職場適応」として就職後一定期間経過後状況を確認する行為も行っております。
それ以外に、大阪障害者職業センターが行っている「ジョブコーチ制度」、南河内南障害者就業・生活支援センターでは企業が就職者に対しての相談が出来る制度などがあり就職後もスムーズに職場定着が出来る支援を行っています。

出前講座

ハローワーク河内長野には、精神障害者や発達障害者の雇用促進を図るため、精神保健福祉士、看護師などの資格を有する者で、雇用に関する相談実務経験を有する者が配置されています。業務としては精神障害者等の理解促進に資する情報・機会(企業の見学、障害者雇用面接会、セミナー等)を企業に提供することや、従業員に対し「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の出前講座を行うなど、精神障害者等の障害特性の理解促進のために社内研修を行っていますので、社内研修等でのご要望がありましたら、ハローワーク河内長野「障害者支援コーナー」までご連絡ください。また、それ以外にも「事業者による障害のある人への合理的配慮について」などの出前講座を行っています。

職場実習

職場実習とは、障害者を一定期間事業所に受け入れ、職場における実務を体験していただくことで、障害者と事業所の相互理解を深めることにより障害者就職促進を図るものです。

行う利点としては、障害者雇用の経験がない又は少ない事業所において、障害者に対する理解を深め障害者雇用に当たっての課題の発見とその改善策の検討などに取り組むことにより、障害者雇用に係るノウハウの蓄積を図ることなどができます。また当所以外でも、職場実習希望者がハローワーク以外の就労支援機関(南河内南就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等)を利用している場合においては、これらの就労支援機関におけるサポートにより職場実習を行うことができます。そのような場合でも、ハローワークは就労支援機関と連携を密にし、最大限の協力を行っています。

最後に

この講話は、障害者の方を理解いただくことと、ハローワーク河内長野での障害者支援の理解を目的に、資料を作成させていただきました。

まず障害者の特性を理解していただく事が、障害者雇用の第一歩になりますので、本日の講義を参考に、少しでも障害者を理解していただき、ハローワーク河内長野のご利用と今後の障害者雇用へのご協力をお願い致します。